



**許可が必要!!**

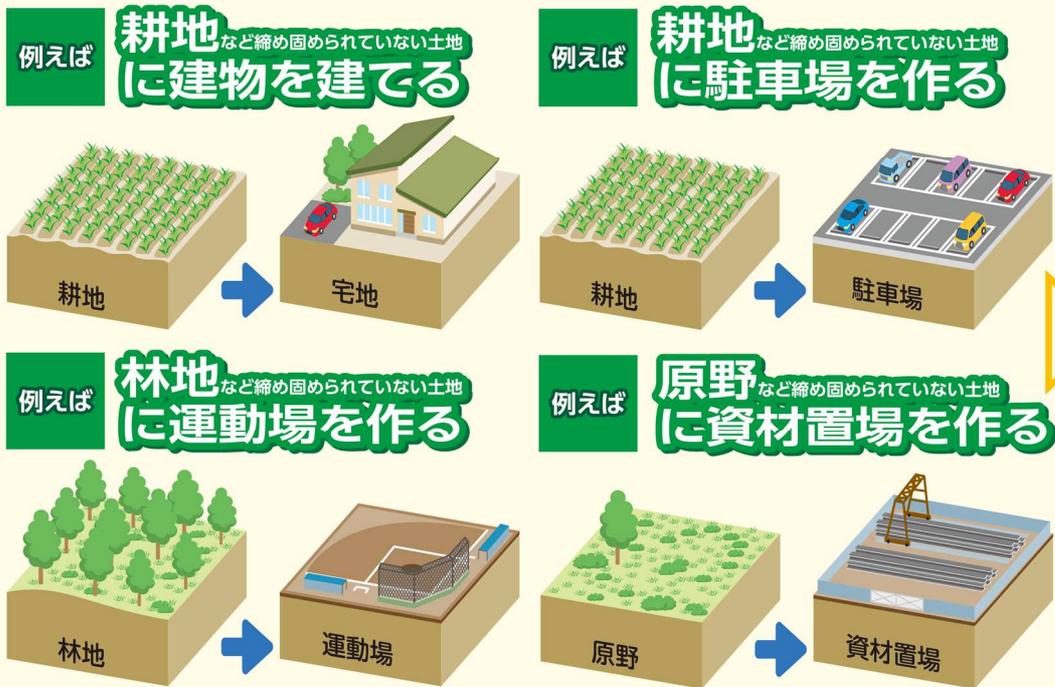
# 特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際は 雨水の流出抑制のため 許可が必要 な場合があります。

- ▶ 特定都市河川流域内の**宅地等以外の土地**において、**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、鹿児島県知事または鹿児島市長の**許可が必要**になります。
- ▶ 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水の流出抑制対策**が必要になります。

※「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地等以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

※雨水浸透阻害行為の土地の区域が、鹿児島市内の場合は「鹿児島市長」の許可、鹿児島市外の場合は「鹿児島県知事」の許可が必要となります。

以下のような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上の場合）を行う際には・・・

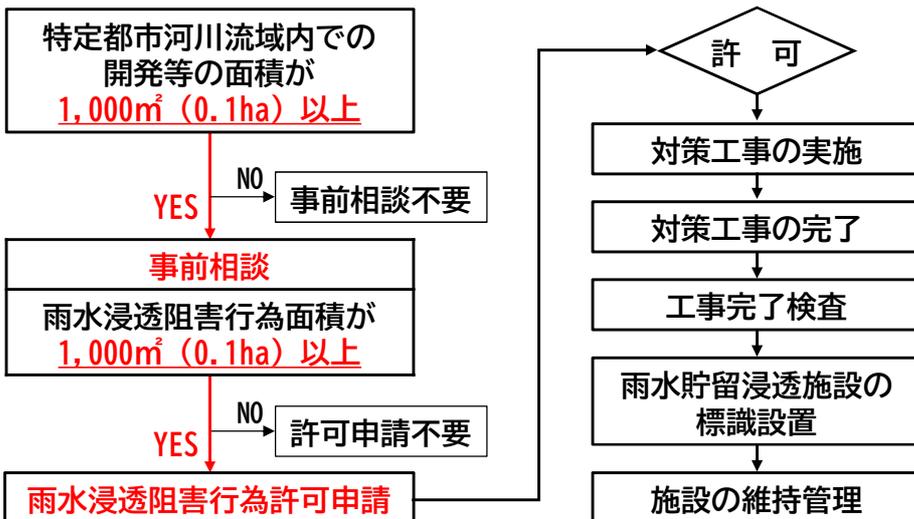


流出抑制対策が必要です。



## ■手続きフロー図

※まずは窓口で事前相談をお願いします。



## ■申請（相談）窓口

開発等区域	申請（相談）窓口	連絡先（TEL）
鹿児島市内	鹿児島市河川港湾課	099-216-1412
鹿児島市外	鹿児島県河川課	099-286-3596

詳しくはこちら  
をご覧ください

